

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月三十日

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

広島県人事委員会規則第十九号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四号」の下に「。以下「給与規則」という。」を加える。
第十二条の次に次の一条を加える。

（読替規定）

第十三条 職員の給与の支給について条例第二条の規定によりその例によることとされる給与規則の規定を適用する場合には、給与規則第七条第四項中「特地勤務手当（給与条例第十四条の三）」とあるのは「へき地手当（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）第十条）」と、給与規則第二十四条第四項第二号中「特地勤務手当」とあるのは「へき地手当」と、同項第三号中「特地勤務手当に準ずる手当」とあるのは「へき地手当に準ずる手当」と読み替えるものとする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

イ 教育職給料表(イ)

職務の級	調整基本額
一級	八千三百円
二級	一万八百円
特二級	一万千五百円
三級	一万千六百円
四級	一万二千六百円

ロ 教育職給料表(ロ)

職務の級	調整基本額
一級	八千九百円
二級	一万九百円
特二級	一万千四百円
三級	一万二千円

四

級

一万三千円

附則

この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。